〈納本制度〉〈国立国会図書館〉

国立国会図書館におけるポルノグラフィの納本状況

木川田朱美, 辻 慶太

Does the National Diet Library have pornographic books?, by KIKAWADA Akemi, TSUJI Keita.

本稿では、Amazon.co.jp が扱う図書が NDL-OPAC でヒットするかを調べる形で国立 国会図書館における納本状況を調査し、ポルノグラフィのほとんどが納本されていない現 状を明らかにする。また、ポルノグラフィを刊行している出版社の納本状況を調査し、一 般出版物は納本しているにもかかわらずポルノグラフィだけは納本していないといった結 果も提示する。さらに国立国会図書館、取次、出版社に聞き取り調査を行い、日本の現行 納本制度の運用上における諸問題を考察する。

1. はじめに

納本制度(Legal Deposit System) とは、その媒 体の如何を問わず、賃貸または販売により一般に流 布する目的で作成されたあらゆる種類の出版物を数 部,1つまたはそれ以上の指定機関に納めることを、 法的に強制する制度1)2)である。日本では国立国会図 書館法第二十四条,第二十五条によって国立国会図 書館が納本先に指定されている。日本における納本 制度の目的は, 国民の文化的営みを記録した財産で ある出版物を網羅的に収集,整理,永久保存するこ とである。2008年5月,日本の納本制度は60周年 を迎えたが、その長い運用期間にもかかわらず、こ れまで納本制度がどれほど適切に機能し、網羅的に 収集が行われてきたかを検証した研究は少ない。特 に民間の出版物を主題別に分類し、納本が主題によ らず行われているかを検証した研究はほとんどない。 だがそのような研究は文化財の保存状況. 法制度の 運用状況を検証する意味で重要である。そこで本研 究では国立国会図書館以外による書誌, 具体的には Amazon.co.jp⁷の書誌情報を使って,主題ごとに納 本が網羅的に行われているかを検証する。その上で

ポルノグラフィの納本がほとんど行われていない問題を指摘した上で、関係諸機関に聞き取り調査を行い納本漏れの原因を明らかにする。

ここで本研究が調査対象とするポルノグラフィについて説明する。本研究においてポルノグラフィとは、性的興奮の喚起を目的として異性・同性間の性的シーン(いわゆるセックスシーン)を描き、ゾーニング⁸⁾によって販売等が制限されている図書を指す。一般にポルノグラフィには雑誌やビデオ、一枚物の写真なども含まれるが、本研究ではそれらは扱わず今後の課題としたい。

国立国会図書館はポルノグラフィなど収集すべきでないという意見もあるかもしれないが、本研究は積極的に収集保存すべきという立場を取る。以下では(1)法律による規定、(2)ポルノグラフィが持つ文化財・研究資料としての価値、(3)個別意見に対する反論、の構成でその根拠を述べる。

まず(1)だが、先述のように日本では国立国会図書館法によって網羅的な納本が規定されている。そこにポルノグラフィを例外とする規定はない。従って上記法律の存在によってポルノグラフィは収集保存されるべきなのである。これ以上議論の余地はないように思うが、以下では(2)(3)を通じて収集すべき他の理由を述べる。

さて先ほどの(2)だが、ポルノグラフィには文化 財・研究資料として高い価値がある。まず前者につ

2009年8月31日受理

きかわだ あけみ 筑波大学大学院図書館情報メディア研究科 つじ けいた 筑波大学大学院図書館情報メディア研究科

いて述べる。かつて日本人は江戸時代の春画に芸術としての価値を見出せず海外に流失させた。それらは現在海外で高い評価を得ている。90 多色刷りなど世界的にも高かった当時の版画技術への評価も含まれているかもしれないが、描かれている内容に芸術的価値を見出している面も多いと思われる。春画と現代日本のポルノグラフィ、特にコミックのそれとは共通する部分が多い。将来的には文化財として認知されていく可能性も十分あるように思われる。実際日本のポルノグラフィ、特にコミックは既に海外でも人気を呼ぶコンテンツとなっている。1001111 国立国会図書館が保存せず、海外での保存が進んだとしたら日本は再び春画における過ちを繰り返すことになる。

文化財と研究資料の厳密な区別は難しいが、次に ポルノグラフィの研究資料としての価値について述 べる。近年、法学、社会学、心理学、女性学、歴史 学及び文学などの諸分野でしばしばポルノグラフィ は研究調査対象となっている。 まず法学分野 では松文館裁判においてコミック『蜜室』の猥褻性 が争点とされている。¹⁶⁾¹⁷⁾『蜜室』は2002年5月に刊 行されたが、少なくとも2008年6月まで国立国会図 書館には納本されていなかった。即ち, 6年もの間 法学研究者は, 日本の文献の最終的な拠りどころで ありラスト・リゾート¹⁸⁾¹⁹⁾である国立国会図書館に おいて、裁判の重要資料を入手できないでいたこと になる。 また社会学ではポルノグラフィに見る男性 の女性観,ポルノグラフィから青少年が得る性知 識. なども研究されている。一般に、現代に生きる 我々が性に関してどのような考えを持っているかを 後世の人々が検証する際、ポルノグラフィは重要な 研究資料になる。上記のような資料的価値から,米 国の Kinsey Institute のようにポルノグラフィを 集中的に収集する機関も存在する。また大学図書館 や国立図書館がポルノグラフィを扱う必要を唱える 声もある。²³⁾²⁴⁾²⁵⁾

次に先ほどの(3)について2つの意見とそれに対する反論を述べる。1つ目は「ポルノグラフィは性犯罪/性差別を助長する(従って納本などさせるべきではない)」というものである。80年代の米国におけるポルノ規制運動や90年代の日本における有害コミック騒動などはこうした考えに基づくものであろう。だがあれほど激しい運動であったにもかかわらず、ポルノグラフィと性犯罪の因果関係を実証的

木川田, 辻:国立国会図書館におけるポルノグラフィの納本状況 に示す研究はほとんどない。逆に相関が無いことを 示す研究はある。²⁶⁾²⁷⁾犯罪を助長するわけではない資 料を、(1)で述べた法律に反してまで収集しない理 由はない。性犯罪には直結しなくても、ポルノグラ フィは性差別を助長するのではないかという意見も あるかもしれない。確かに現在のポルノグラフィは 男性向けに偏っており、その中には女性蔑視と思わ れる表現も多々見られる。だが差別的表現を含む資 料は収集しないという方針の問題点は、図書館の自 由に関わる様々な議論で確認されてきたことである。 さらに「歴史的にも文化横断的にも, 私たちの見た ところ,性的表現が私的な範囲に閉ざされるとき, 女性はいっそう性差別的な扱いを受けがちになり, そして女性の関心が公共的な議論の領野で場を求め ることはより困難となる」という意見もある。
*米国 にはフェミニストの観点からポルノグラフィ検閲に 反対する組織がいくつかあるが、例えば「表現の自 由を求めるフェミニスト」, 29)「全米検閲反対連合女性 検閲「ポルノグラフィ」に関する作業部会」などは, ポルノグラフィの抑圧は女性蔑視から生じる暴力や 差別との闘いを助けるどころかむしろ頓挫させると 考えている点で共通している。)以上の理由から、「ポ ルノグラフィは性犯罪/性差別を助長するから納本 させるべきではない」という議論は成立しない。

最後に先ほどの(3)として2つ目の意見を述べる。 それは「ポルノグラフィを国の機関が収集すること は表現の萎縮につながる(従って納本させるべきで はない)」というものである。確かにポルノグラフィ は昔からしばしば検閲の対象とされてきた。刊行に よって出版者が不利益を被ってきた例も多い。だが 国立国会図書館はそのような検閲や取り締まりの機 関ではないことを広く周知すれば問題は防げるはず である。即ち、十分な広報活動を行えば、少なくと も「国立国会図書館への納本を意識して」表現を萎 縮させることはないと思われる。ちなみに近年、表 現の萎縮を理由として納本が見送られた例として ネットワーク系電子出版物がある。³²⁾³³⁾だがそこでの 萎縮の理由は、ネットワーク系電子出版物の多くは 「いつでも書き換えや消去が可能」なため「内容が あまり精査されていなかったり、暫定的なもの」で あって発信者に「出版物の「発行」という意識が全 くないものも少なくない」ためである。一方、ポル ノグラフィの書き換え消去はほぼ不可能であり暫定 的なものであるはずはない。また出版者に「発行」

図書館界

Vol. 61 No. 4

という意識があることは、後述のように同じ出版者がポルノグラフィ以外の出版物については納本していることからも推測できる。従って、表現の萎縮を防ぐためにブログを納本させないことと、ポルノグラフィを納本させないこととを同列に論じることはできない。

本稿は以下のように構成される。まず第2章では 日本における納本制度と関連研究を紹介する。次に 第3章で本研究の調査方法と結果を述べ,第4章で 考察を加える。最後に第5章で総括する。

2. 日本における納本制度と関連研究

以下ではまず日本の納本制度の概要について述べ, 次に納本状況の先行研究について述べる。

2.1. 日本における納本制度

日本では、1875年に出版条例によって検閲の権限が文部省から内務省に移管された。そして内務省に提出された出版物のうち1部を東京書籍館へ納入するという形で納本制度が実現した。検閲制度が消滅した後は、1948年に制定された国立国会図書館法により、国内文化財の収集保存のための近代的な納本制度が敷かれた。³⁴⁾³⁵⁾

現在、民間の出版者は新たに刊行しようとする出 版物のうち最良版1部を国立国会図書館に納本する ことが義務づけられている。納本の対象となる出版 物は、図書、小冊子、逐次刊行物(雑誌や新聞、年 鑑),楽譜,地図,マイクロフィルム,点字資料及 び CD, DVD, CD-ROM, ゲームソフトなどのパッ ケージ系電子出版物である。民間の出版者の場合は 当該出版物発行日より30日以内に、最良かつ乱丁、 落丁, 傷, 汚れがなく, 利用機器で正常に再生され, 出版物の本体以外の付録等も揃った完全な状態の出 版物を国立国会図書館に納入しなければならない。 なお,特別な事由なく発行者が出版物を納入しな かった場合は、その出版物の小売価格の5倍以下の 過料が課せられる。しかし国立国会図書館法第二十 五条の二が制定され現在に至るまで, 未納本の出版 物の出版社について過料の適用が行われた例はない。 「国立国会図書館法第二十五条の規定により納入す る出版物の代償金額に関する件」(昭和五十年一月三 十日国立国会図書館告示第一号)によって納本する 出版物については代償金額が定められている。図書 については、小売価格の4割以上6割以下の金額と

される。

現在,市販された出版物については1951年より社団法人日本出版取次協会を通じて一括した納本が行われており,各出版社が日本出版販売及びトーハンの大手取次会社2社に自社の出版物販売を委託するときは国立国会図書館への納本の事務も併せて委託できることになった。この仕組みの導入により,大手取次会社が取り扱う出版物は,一応漏れなく国立国会図書館に納本されることになっている。371381

2.2. 納本状況に関する関連研究

国立国会図書館は2007年10月から12月にかけて, 国内出版物の包括的な納入率調査を行った。うち, 民間出版物に関する調査では,調査対象書誌としてニッパンマーク,トーハンゼロマーク等の販売書誌を採用し,88%という納本率を結果として提示している。約1割の未納本率に関しては,「カレンダー,手帳,家計簿といった納入対象外のデータも含まれているため,それらを除くと,流通している書籍はほぼ網羅的に納本されているといってよいと考えます」と述べている。本研究が目指すような主題別の納本率算出は行っていない。

国立国会図書館はまた、各納本対象組織への納本制度に関する意識調査を行っている。そこでは、納本制度の認知度などを質問紙によって調査している。出版社・新聞社や国、地方公共団体、大学等計9,183件に対し質問紙を発送し、2008年11月末までに3,881件の回答を受け取っている。うち、納本制度に関して「ほとんど知らなかった」と回答する組織は3割にのぼっていた。

国立国会図書館以外による研究としては他に,青森県内の地域資料⁴¹⁾や楽譜等の音楽資料を対象とした研究⁴²⁾はある。だがその他の主題の出版物に関する調査研究は未だ行われていない。

3. 調査方法

本研究では3つの調査を行った。まず Amazon.co. jp が扱う図書が NDL-OPAC 43 でどの程度ヒットするかを調べる形で納本率の調査を行った(以下,調査1)。次に納本率が低いポルノグラフィの出版社ごとに納本の状況を精査した(以下,調査2)。最後に,出版社及び国立国会図書館,取次に聞き取り調査を行い納本漏れの原因を調査した(以下,調査3)。

3.1. 調査1:納本率の調査

調査1では、納本が網羅的に行われているかを広 く調べる目的で Amazon.co.jp が扱う図書がどの程 度 NDL-OPAC でヒットするかを調べ、主題毎に 納本率の調査を行った。以下に Amazon.co.jp を利 用して調査を行った理由及び調査方法の詳細につい て述べる。

3.1.1. 網羅性の高い出版物リストの入手

納本率を調べるには出版物の完全・網羅的なリス トが必要となる。だが日本でそのようなリストを入 手することは難しい。現在日本で網羅的な書誌とし て信頼されている『日本書籍総目録』にもかなりの 漏れがあり、網羅的リストとして用いるのは問題が あった(後述)。そこで本研究では日本最大のオンラ イン書店であり、少なくとも『日本書籍総目録』よ りは網羅性が高いことが感じられた Amazon.co.jp の販売書誌を納本率調査用のリストとして用いるこ とにした。強調しておくと Amazon.co.jp の書誌は 完全に網羅的というわけではない。しかし, そこで 扱われている出版物のほとんどは本来国会図書館に 納本されるべき存在であり、そこに欠損が見出せた なら納本の網羅性に関する問題提起には十分である。 Amazon.co.jp が扱う出版物が、日本の出版物全体 においてどのような位置を占めるかは今後の課題と したい。

3.1.2. 所蔵状況のカテゴリ別調査

Amazon.co.jp は和書を28のカテゴリに分けている。本研究では「雑誌」「カレンダー」「ポスター」を除いた25カテゴリそれぞれにおいて、トップセラー100とされている出版物の上位50冊ずつを選び、それらの何割が NDL-OPAC でヒットするかを調べる形で納本率を調査した。トップセラー100は2006年11月26日時点のものを用い、NDL-OPAC での調査は半年後の2007年5月と2年後の2009年1月に行った。タイムラグを設けたのは、Amazon.co.jpで扱われるようになってから NDL-OPAC でヒットするようになるまで時間がかかることを想定した為である。

本研究では、調査対象出版物を全出版物から無作為に選ぶのではなく、トップセラーという売れ行きの良いものから選んでいる。その理由は、(1)無作為抽出が技術的に若干難しいこと、(2)よく売れている出版物は現代社会と関わりが深く、その意味で先述の文化財・研究資料としての価値が高く、納本対象

木川田,辻:国立国会図書館におけるポルノグラフィの納本状況 物として特に重要度が高いと思われるためである。

3.2. 調査2:出版社の納本パターンの調査

調査2では、ポルノグラフィの出版社5社を取り上げ、それらの納本状況を精査した。取り上げた5社は株式会社コアマガジン、株式会社フランス書院、株式会社茜新社、株式会社キルタイムコミュニケーション、松文館である。前4者はAmazon.co.jpの「アダルト」カテゴリのトップセラー100に最もよく現れていた出版社であるため、ポルノグラフィの代表的出版社として調査対象とした。松文館は先述のように猥褻コミックの刊行で2002年に摘発されており、その前後に納本率が変化しているかが興味深い存在であるため調査対象とした。

一口にポルノグラフィを納本していないと言ってもそこにはいくつかのパターンがある。またポルノグラフィを刊行している出版社の中にはポルノグラフィ以外の一般的な出版物も刊行している所があり、それらについては納本している場合もある。そこで本研究では上記5社を次のA、Bそれぞれどのタイプに属するかを調べ、納本のパターンを調査した。Aはポルノグラフィ以外に関する納本パターン、Bはポルノグラフィ以外に関する納本パターンである。まずAについては以下のパターンを考えた:

- (A1) ポルノグラフィをほぼすべて納本している。
- (A2) ポルノグラフィの一部を納本し、一部は 納本していない:
 - a) 昔は納本していたが今は納本していないと いった通時的偏りがある。
 - b) 同じ年月に出版した2冊であるにも関わらず一方は納本し他方は納本していないといった共時的偏りがある。
 - c)上記2つが混在している。
- (A3) ポルノグラフィをほとんど納本していない。

次に B については以下の 4 パターンを考えた:

- (B1) ポルノグラフィ以外の一般出版物も刊行しており、それらはほぼすべて納本している。
- (B2) ポルノグラフィ以外の一般出版物も刊行しており、それらの一部は納本しているが、一部は納本していない。
- (B3) ポルノグラフィ以外の一般出版物も刊行

図書館界

Vol. 61 No. 4

しており、それらは全く納本していない。 (B4) ポルノグラフィ以外の一般出版物は刊行 していない。

調査では Amazon.co.jp の「詳細検索」で「出版 社」に上記5社名を入力し、それぞれでヒットした 図書が NDL-OPAC でもヒットするかを調べ、カ テゴリ別、刊年別に未納本率を調べた。なお Amazon.co.jp は同一の図書に複数のカテゴリを付与す ることがある。本研究では付与されたカテゴリを1 つに絞ることはせず、重複を許して集計した。後述 の結果でカテゴリ別の合計図書数と刊年別の合計図 書数が一致しないのはその為である。

3.3. 調査3:関係機関への聞き取り調査

調査3では、ポルノグラフィの納本率が低い原因を明らかにするために、株式会社トーハン図書館営業部図書館第一グループ及び国立国会図書館収集部収集企画課に聞き取り調査を行った。また調査2で取り上げた出版社に対しても聞き取り調査を試みた。まずトーハンに対しては以下の質問を行った:

- ・取次が流通させた本に関して約12%の納本漏れが 発生しているのはなぜか。
- ・出版社は取次会社を通して納本するか直接納本するか、選択することはできるか。

次に国立国会図書館に対しては以下の質問を行った:

- 納本漏れが発生するのはなぜか。
- ・国会図書館では、ポルノグラフィも収集しているが、ポルノグラフィの納本率が低いのは既知であるか。また納本率が低いのはなぜか。
- ・出版社にはどのような方法で納本制度の周知を 行っているか。主としてポルノグラフィを出版し ている出版社にも知らせているか。
- 出版社は取次会社を通して納本するか直接納本するか、選択することはできるか。
- フランス書院の出版物に関しては、成年向けのコミックはほとんど納本されていないが、官能小説など文庫本はかなり網羅的に納本されているようである。同一出版社の出版物でもかなり差が見られるのはなぜか。
- ・コアマガジンの出版物に関しては,2006年5月以 前のものは NDL-OPAC でヒットするが,2006

年5月以後のものはほとんどヒットしない。2006 年5月以降の出版物は納本されているのか。

4. 結果と考察

本章では調査1,調査2,調査3の結果を示し考察を行う。

4.1. 調査1:納本率の結果

表1に Amazon.co.jp の各カテゴリ50冊において NDL-OPAC でヒットしなかったものの冊数と割合を示す。表1から例えば「地理・歴史」の図書50冊のうち2007年5月時点でヒットしなかったのは4冊(8%),2009年1月時点でヒットしなかったのは1冊(2%)であることが分かる。全般に2007年,2009年のいずれにおいてもポルノグラフィ以外の出版物は未納本率が10%以下にとどまるのに対し、ポルノグラフィの未納本率は約80%にのぼることが分かる。ポルノグラフィはほとんど納本されていないと言える。

表1:Amazon.co.jpの各カテゴリ50冊のうちNDL-OPACで検索してもヒットしない資料の冊 数(割合%)

Amazon.co.jp のカテゴリ	NDL-OPAC 2007年	NDL-OPAC 2009年	
文学・評論	3(6)	0(0)	1(2)
人文・思想	5(10)	1	10(20)
社会・政治	4(8)	1	1 1
ノンフィクション	5(10)	1(2)	
地理・歴史	4(8)	1	
ビジネス・経済・キャリア	4(8)	1(2)	
投資・金融・会社経営	4(8)	1	12(24)
科学・テクノロジー	10(20)	ľ	11(22)
医学・薬学	3(6)	1(2)	18(36)
コンピュータ・インターネット	7(14)	2(4)	14 (28)
アート・建築・デザイン	7(14)	4(8)	
実用・スポーツ・ホビー	9(18)	5(10)	1
暮らし・健康・子育て	3(6)	0(0)	11(22)
旅行ガイド	4(8)	2(4)	13(26)
語学・諸辞典・年鑑	6(12)	5(10)	7(14)
教育・学参・受験	5(10)	4(8)	10(20)
子ども	0(0)	0(0)	7(14)
コミック・アニメ・BL	0(0)	0(0)	1(2)
タレント写真集	8(16)	5(10)	16(32)
ゲーム攻略本	1(2)	1(2)	21(42)
エンターテイメント	7(14)	4(8)	17(34)
新書・文庫	3(6)	2(4)	10(20)
楽譜・スコア・音楽書	6(12)	6(12)	27(54)
資格・検定	9(18)	7(14)	16(32)
アダルト	40(80)	38(76)	46 (92)

表1には Amazon.co.jp の各カテゴリ50冊のうちbooks.or.jp 44)でヒットしなかった冊数とその割合も示してある。表1から例えば「医学・薬学」の図書50冊のうち2007年時点で NDL-OPAC でヒットしなかったものは3冊にとどまるのに対し,books.or.jp でヒットしなかったものは18冊にのぼることが分かる。books.or.jp は『日本書籍総目録』のオンライン版である。従って表1の結果から『日本書籍総目録』には「Amazon.co.jp でトップセラーにあがり国立国会図書館でも所蔵されている図書」のうち少なくない数が掲載されていないと言える。『日本書籍総目録』のデータの多くは出版社からの提供で成り立っているが,Amazon.co.jp は出版社からデータ提供のない図書につ

いては自社で書誌データを 作成している。先ほど Amazon.co.jpの方が『日 本書籍総目録』より網羅的 な書誌である可能性が高い と述べたのはこのような結 果による。

4.2. 調査2:納本パター ンの結果

本節では先述の5つのポルノグラフィ出版社の納本パターンについて述べる。即ち,コアマガジン,フランス書院,松文館,茜新社,キルタイムコミュニケーションの5社の納本パターンである。

4.2.1. コアマガジン

コアマガジンはポルノグ ラフィのコミック・雑誌, 及びパソコンゲーム雑誌を 主として出版している。同 社は2006年10月,児童買春, 児童ポルノに係る行為等の 処罰及び児童の保護等に関 する法律(平成十一年五月 二十六日法律第五十二号) 違反の疑いで書類送検され た。 木川田, 辻:国立国会図書館におけるポルノグラフィの納本状況

コアマガジンの納本パターンは3.2節の A2-a と B2の組合せであった。即ち、ポルノグラフィについては以前は納本していたものの今はあまり納本しておらず、ポルノグラフィ以外の出版物もそれほど網羅的には納本していないというパターンであった。コアマガジンのカテゴリ別納本率は表2の通りである。ポルノグラフィの未納本率は他のカテゴリと比べて特に高いわけではない。経年的な納本率の変化を調べたところ表3のようになり、2006年以降はほとんど納本していないことが分かった(正確には2006年6月以降に納本率が大きく下がっていた)。なお各社が納本していないポルノグラフィの具体例は表4に示した。

表2:各社のカテゴリ別出版点数と未納本率(%)

Amazon.co.jp のカテゴリ	コアマガジン	フランス書院	松文館	茜新社	牛ルタイム
文学・評論	76(9)	100(0)	5(20)	103(0)	100(0)
人文・思想	5(0)	5(20)	3(0)	4(0)	9(0)
社会・政治	39(23)	5(0)	0(-)	7(0)	18(0)
ノンフィクション	7(14)	0(-)	0(-)	2(0)	0(-)
地理・歴史	0(-)	0(-)	0(-)	3(0)	0(-)
ビジネス・経済・キャリア	3(33)	0(-)	0(-)	0(-)	5(0)
科学・テクノロジー	11(18)	0(-)	0(-)	1(0)	19(0)
医学・薬学	3(67)	0(-)	0(-)	7(14)	3(0)
コンピュータ・インターネット	61 (34)	0(-)	0(-)		94(0)
アート・建築・デザイン	26(19)	0(-)	2(0)	7(0)	2(10)
実用・スポーツ・ホビー	28(18)	0(-)	2(0)	0(-)	83(0)
暮らし・健康・子育て	11(18)	0(-)	0(-)	0(-)	14(0)
語学・諸辞典・年鑑	3(-0)	0(-)	0(-)	0(-)	3(0)
コミック・アニメ・BL	100(18)	0(-)	100 (94)	100(10)	57(0)
タレント写真集	2(50)	0(-)	0(-)	1	0(-)
ゲーム攻略本	22(9)	0(-)		1	78(0)
エンターテイメント	20(25)	0(-)	5(40)	8(13)	9(0)
新書・文庫	42(2)	85(0)	15(0)	100(0)	61(0)
アダルト	100(28)	N:100(21) C: 50(82)	110(100)	111 (99)	96(0)

表3:各社の年別サンプル数と未納本率(%)

年	コアマガジン	フランス書院	松文館	茜新社	キルタイム
1989以前	0(-)	1(0)	0(-)	9(0)	0(-)
1990-91	0(-)	1(0)	0(-)	5(20)	0(-)
1992-93	0(-)	0(-)	1(0)	2(50)	0(-)
1994-95	22(5)	6(0)	9(56)	8(25)	0(-)
1996-97	24(0)	6(17)	1(100)	8(0)	24(0)
1998-99	65(20)	1(0)	8(88)	38(0)	34(0)
2000-01	48(17)	12(17)	23(87)	24(4)	58(0)
2002-03	48(6)	12(8)	63(68)	42(36)	46(0)
2004-05	115(.6)	128(11)	105(98)	77(62)	135(0)
2006	81 (62)	84 (4)	23 (100)	43(79)	83(0)

図書館界

表4:各社の未納本ポルノグラフィ例45)

出版者	書者	タイトル	刊年	ISBN
コアマガジン	いとうえい	恋の涙と愛の蜜	2006	4-86252-068-5
	天太郎	HAPPINESS!ハピネス!	2006	4-86252-040-5
	猫玄	パニックまっしゅ ROOM!	2006	4-86252-053-7
	智沢渚優	蜜色幼夢淫	2006	4-86252-063-4
フランス書院	逢魔刻壱	うそつきアリス	2004	4-8296-7873-9
1	すめらぎ琥珀	MILK-ISM	2004	4-8296-7877-1
	浅草寺きのと	ピンクリボン	2005	4-8296-7881-X
<u> </u>	うろたん	Newmanoid CAM	2005	4-8296-7883-6
松文館	MARUTA	非日常ノススメ	2003	4-7901-1130-X
	A・浪漫・我慢	くわがた	2004	4-7901-1296-9
	桃山ジロウ	快楽の生贄	2005	4-7901-1413-9
	八的暁	未完成なアリス達	2005	4-7901-1477-5
茜新社	まぐろ帝國	放課後奴隷倶楽部	2005	4-87182-737-2
	EB110SS	HARD LOCK	2005	4-87182-774-7
	ほかまみつり	Chocolat	2005	4-87182-807-7
	黄櫻堂ドン吉	可愛い泣き顔	2006	4-87182-826-3

4.2.2. フランス書院

フランス書院は主にポルノグラフィのコミック, ゾーニングはされていないが性描写を含んだ官能小 説を出版している。一般の出版物を出版している三 笠書房の100%子会社である。

フランス書院の納本パターンは3.2節の A2-b と B1の組合せであった。即ち、ポルノグラフィ以外の出版物はほぼすべて納本しているものの、ポルノグラフィについては一部を納本しているというパターンであった。カテゴリ別納本状況は表2の「アダルト」の「N」の通りで、ポルノグラフィ全体の未納本率は21%であった。フランス書院が納本していないポルノグラフィにはコミックが多く、コミックに限定した未納本率は82%(50冊中41冊)にのぼった(表2の「アダルト」の「C」)。納本率の経年変化は表3の通り観察されなかった。

4.2.3. 松文館

松文館はコミック、雑誌のポルノグラフィのほかに、性描写がある10代向けのコミックなども出版している。先述の通り松文館は2002年に発行したコミック『蜜室』が刑法175条わいせつ物頒布罪に抵触するとされ、同社の社長、編集局長及び契約漫画家が逮捕された。松文館の納本パターンは3.2節のA2-aとB2の組合せであった。松文館は2004年以前は若干納本していたが、裁判の影響かその後はほとんど納本していなかった。またポルノグラフィ以外の一般出版物もあまり納本していなかった。

Vol. 61 No. 4

4.2.4. 茜新社

茜新社はコミック,雑 誌のポルノグラフィのほ かに、男性同士の性描写 がある小説・コミック (ボーイズラブ) なども 出版している。茜新社の 納本パターンは3.2節の A3とB1の組合せで あった。茜新社は一般出 版物をほとんど納本して いるにも関わらずポルノ グラフィの方はほとんど 納本していなかった(111 冊中110冊)。経年的な変 化を調べたところ、表3 のようになり2004年以降

未納本率が徐々に高くなっていた。

4.2.5. キルタイムコミュニケーション

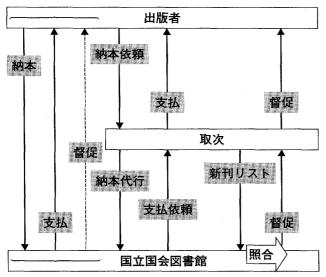
キルタイムコミュニケーションはポルノグラフィのコミック、小説などのほかにコンピュータ・インターネットの関連書籍なども出版している。納本パターンは3.2節のA1とB1の組合せであり、一般出版物もポルノグラフィもすべて納本していた。ポルノグラフィをすべて納本しているという点で他の4社と大きく異なっている。

4.3. 調査3:聞き取り調査の結果

以下では株式会社トーハン図書館営業部図書館第一グループ(以下,トーハン),国立国会図書館収集部収集企画課(以下,国立国会図書館)への聞き取り調査の結果を述べる。この調査によってポルノグラフィの納本漏れの原因と納本制度運用体制の問題点が明らかになった。なお出版社に関しては,調査2で取り上げた出版社はもちろん,全部で13の出版社にメール・手紙・電話の3通りを用いて面接調査を申し込んだが,ほとんどすべて無視されるか断られてしまった。ただし,松文館からはメールで簡単なコメントを頂くことができた。これについては後述する。

4.3.1. 納本の流れと問題点

先述の筆者らの聞き取り調査の結果をまとめると、 民間出版物の納本の流れは**図1**のように表すことが できた。出版社が出版物を国立国会図書館に納本す



取次を通さない納本図1 納本の流れ

取次を通した納本

る方法としては、(1)取次に委託する、(2)直接納本する、という2通りの方法がある。出版物の販売を取次に委託する場合は(1)、即ち納本も取次に委託する場合が多い。だが販売の委託と納本の委託は独立しており、販売だけ取次に委託し、納本は直接行うことも許されている。

納本漏れに関して国立国会図書館は、トーハン、日本出版販売、大阪屋、地方小出版流通センターという4つの取次から新刊出版物のリストを購入し、未納本の出版物がないかをチェックしている。それらのリストを既に納本されている出版物と機械的に照合することで、納本されていない出版物を見つけ出すのである。出版から30日経過したにもかかわらず納本されていない出版物は、取次に納本を督促してもらっている(図1参照)。

現在の納本制度の問題点として,(a)取次を介した出版物が全て納本されていない点,(b)取次を介さない出版物が把握されておらず,それらについては納本の督促自体行われていない点,(c)未納本に対する過料の適用が難しい点,の3つが挙げられた。まず(a)について述べる。先述のように出版社は「取次に販売のみを委託し、納本は委託しない」ことが許されている。そのため納本の委託を忘れたり怠ったりする出版社が現れる。彼らの出版物は先述の新刊出版物リストに載っているため納本の督促は行われる。だが督促は出版後30日経過した時点で行われるので、その時には既に絶版になっていて納本できないケースがある。聞き取り調査において「取次を

木川田, 辻: 国立国会図書館におけるポルノグラフィの納本状況 介した出版物のうち、約12%が納本されていない」と国立国会図書館が述べていたが、その多くは上記が原因であるという。ポルノグラフィは発行部数が少ない為、特にこのような絶版による納本漏れが起きやすい。

次に(b)について述べる。先述のように国立国会 図書館が納本漏れのチェックに用いている資料は, 取次による新刊出版物リストのみである。取次を介 さない出版物は把握できていない。例えば、Amazon. co.jp などオンライン書店を通じた販売、出版社の Web サイトやハガキを使った通信販売,専門書店 への直接の卸売り,自動販売機での販売,などによっ て流通している出版物は把握されておらず、従って 納本の督促も本来行われるべきであるが不可能であ る場合が多い。国立国会図書館によると、4.2.2で 述べたフランス書院のコミックの未納本率の高さは その点に由来している。フランス書院は取次を経由 した出版物に関しては進んで納本しているが、コ ミックに関してはそのような出版ルートに乗せてい ない場合があるそうで, その場合は納本していない ようである。ポルノグラフィには特にこうした流通 経路を通るものが多く、その点もまた未納本率の高 さにつながっているそうである。

最後に(c)について述べる。先述のように国立国 会図書館は未納本に対して過料を課すことができる。 しかし取次を介した新刊出版物リストのみを用いて 納本漏れを調べている現状では,過料を適用するこ とには公平性の点で問題がある。取次を介さない出 版社は,現状では罰せられることがないからである。 取次を介した出版社のみ罰せられるならば,出版社 は取次の利用を避けるかもしれないし,それによっ て取次は国立国会図書館への協力をやめてしまう恐 れもある。このように未納本への処分が行いにくい 現状も,納本漏れにつながっているようである。

4.3.2. 児童ポルノ規制激化との関連

13歳未満の児童を被写体とする児童ポルノの単純所持を禁止する「子どもを犯罪の被害から守る条例」が2005年6月,奈良県で成立し,同年7月1日に公布された。「児童買春,児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」にも,単純所持を罰する規定を盛り込むことが求められ始めている。こうした児童ポルノ規制が厳しくなるに伴って,2006年4月に国立国会図書館に所蔵されている出版物のうちで児童ポルノとされた出版物120

図書館界 Vol. 61 No. 4

点が閲覧不可となった。国立国会図書館は現在,児童ポルノへの該当が疑われる出版物に関しては積極的な納本督促を行わない場合がある。先述のコアマガジンは児童ポルノに当たるような出版物を刊行し,かつ督促を受けた場合のみ納本をしてきた。コアマガジンに関する先ほどの経年変化はこれにより生じたと考えられる。

4.3.3. 検閲のイメージ

国立国会図書館に「検閲を行う機関」というイメージを持ち、そのために納本を避けていると考えられる出版社も存在する。そのひとつに松文館がある。 聞き取り調査を依頼した際に、松文館から頂いた返答の一部を以下に引用する。

「憲法の下の表現の自由を争点にして、戦おうとしていたので、残念な結果になりました。今後も、賛同する出版社とともに、表現の自由を守り、不当な国家権力の介入を許さないように戦っていくつもりです。国家の図書館に蔵書のあるものは、歴史的に遡っても、体制を維持するうえで、心配のないものとの判断によるもので、むしろ、蔵書のない文献のほうが、存在価値があるのではないかと思われます。」

第2次世界大戦前の日本では、主として検閲のために内務省への納本が義務付けられていた。図書館の蔵書として問題がないとみなされた出版物は、大日本帝国図書館ないしその前身の東京図書館へ納入されたが、その多くは「従来小説中、猥褻ノ甚ダシキモノ」とされ、一般の利用は許されなかった。こうした納本制度の歴史が検閲機関としてのイメージにつながり、未納本に結びついている場合もあると思われる。

5. おわりに

本研究では、国立国会図書館におけるポルノグラフィの納本状況を調査し、関係諸機関に聞き取り調査を行い、日本の納本制度の問題点を明らかにした。日本の納本制度が、現在のように取次を介する形で運用されるようになったのは1951年のことである。それから既に60年近い歳月が経っており、出版流通の姿も大きく変化している。納本制度は現在、様々な点で見直しをはかる時期に来ていると思われる。

網羅的な納本を実現するため,国立国会図書館はまず取次を介さない出版物をもっと把握する必要がある。そのためには,従来用いてきた新刊出版物の

リストだけでなく、Amazon.co.jpの販売書誌や個々の出版社の出版目録など取次以外によるリストも用いた方が良い。Webの発達によって、取次を介さない出版物が増えている現状において、多様な情報源を用いることは必須ではないだろうか。また取次に販売が委託されながら納本は委託されなかった出版物を、取次との協力のもと早期に発見し、納本を促すなどの措置も有効と思われる。さらに、納本制度の目的は日本の文化財の収集・保存であること、検閲などのために行っている訳ではないことを、広報活動によって広く周知する必要もある。

ポルノグラフィには冒頭で述べたような価値がある。出版物の網羅的な収集を規定する法律の存在と相まって、国立国会図書館はそれらを積極的に収集すべきである。出版社について言うと、今回調査対象とした中で、出版物を1冊も納本していない出版社はなかった。その意味で、どの出版社も納本制度について何らかの知識を持っていると思われる。出版社もポルノグラフィの価値を認識し積極的に納本すべきであろう。

最後に、本研究では主に日本の状況を調査したが、 今後は諸外国におけるポルノグラフィの納本状況も 調べ国際比較を行いたい。また本研究では出版社ご との納本パターンを調べたが、今後は、形態別(コ ミック、小説、写真集、雑誌など)、主題別(SM、 萌え、同性愛など)、販売ルート別(リアル書店、オ ンライン書店、あるいは専門店、コンビニなど)、 あるいは描写の過激さ別にポルノグラフィを分け、 それぞれの納本状況も調査したい。

謝辞

聞き取り調査において国立国会図書館の皆様と株式会社トーハンの皆様にご協力頂きました。ここに記して深く感謝の意を表します。

注・引用

- 1) Jean Lunn, Guidelines for Legal Deposit Legislation. Paris, UNESCO, 1981, iii, 36p.
- 2) Jules Larivière, Guidelines for Legal Deposit Legislation. Paris, UNESCO, 2000, viii, 61p.
- 3) 国立国会図書館法(昭和二十三年二月九日法律第五号) 〈http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S23/S23HO005.html〉[引 用日:2009-05-01]

- 4)国立国会図書館『国立国会図書館五十年史 本編』国立 国会図書館,1999,793p.
- 5) 国立国会図書館「納本制度」『国立国会図書館-National Diet Library』〈http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/deposit. html〉[引用日:2009-05-01]
- 6) 国立国会図書館『平成19年度4月版出版物納入に関する 規定決定類抜粋』国立国会図書館,2007,20p.
- 7) Amazon.co.jp 〈http://www.amazon.co.jp/〉[引用日: 2009-05-01]
- 8) ゾーニングとは年齢により購入や閲覧を制限することを 指す語であり、本研究ではポルノグラフィの店頭での販売 区画を制限すること(オンライン書店での年齢確認も含む) や、該当出版物にゾーニングマークを付与し、一般出 版物と区別することを指す。
- 9) 関谷一彦「18世紀フランスのエロティックな版画と日本 の春画」『外国語・外国文化研究』13,2004,p.167-189.
- Jason Thompson, MANGA The Complete Guide. New York, Del Rey Books, 2007, xxix, 556p.
- 11) 内田洋子「和製レディスコミックがイタリアで大流行: 日本で一世を風靡した過激な女性向けポルノ漫画が,なぜ イタリア女性をも魅了するのか」『諸君』28(7),1996, p.220-225.
- Alice Mayall and Diana E. H. Russell, "Racism in Pornography," Feminism & Psychology. 3(2), 1993, p.275-281.
- 13) 矢切隆之『官能する文学』朝日ソノラマ, 1996, 206p.
- 14) 大淵憲一「暴力的ポルノグラフィー: 女性に対する暴力, レイプ傾向, レイブ神話, 及び性的反応との関係」『社会 心理学研究』12(6), 1991, p.119-129.
- 15) Mark McLelland, "A Short History of "Hentai"," Intersections: Gender, History and Culture in the Asian Context. 12, 2006 http://intersections.anu.edu.au/issue12/mclelland.html [引用日: 2009-05-01]
- 16) 松文館裁判とは、松文館から発行された成人向け漫画の 猥褻性をめぐる裁判であり、松文館の社長、編集局長及び 契約漫画家が逮捕された事件の裁判である(東京地方裁判 所刑事第2部 平成17年刑(わ)第3618号、控訴審 東京高 等裁判所第6刑事部 平成16年(う)第458号。上告審 最 高裁判所(第一小法廷) 平成17年(あ)1508号)
- 17) 長岡義幸『「わいせつコミック」裁判』道出版, 2004, 279p.
- 18) 国立国会図書館『国立国会図書館百科』出版ニュース 社, 1988, 414p.
- 19) 国立国会図書館電子図書館推進会議「国立国会図書館電子図書館推進会議報告書」『国立国会図書館』,1998〈http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/elib_plan_contents.html〉[引用日:2009-05-01]
- 20) 刊行から6年経って納本されるケースは極めて稀である。 これについては『蜜室』が納本されていないことを2008年 3月に指摘した筆者らの以下の発表が影響しているように も思われる:

- 木川田,辻:国立国会図書館におけるポルノグラフィの納本状況 木川田朱美, 辻慶太「国立国会図書館における成人向け出 版物の納本状況」『2007年度日本図書館情報学会春季研究 集会発表要綱』2008, p. 7-10.
- 21) アンソニー・ギデンズ [著], 松尾精文, 松川昭子 [訳] 『親密性の変容:近代社会におけるセクシュアリティ, 愛情, エロティシズム』而立書房, 1995, p.182-183.
- 22) 中澤智恵「青年期の性(sexuality) 形成に関する研究(1): 高校生の性知識および性意識の形成におけるマス・メディア の影響」『東京学芸大学紀要. 第6部門」51, 1999, p.23-35.
- 23) Juris Dilevko and Lisa Gottlieb, "Deep Classification: Pornography, Bibliographic Access, & Academic Libraries," Library Collections, Acquisitions, and Technical Services. 26, 2002, p.113-139.
- 24) Juris Dilevko and Lisa Gottlieb, "Selection and Cataloging of Adult Pornography Web Sites for Academic Libraries," The Journal of Academic Librarianship. 30(1), 2004, p.36-50.
- 25) Edgar Crook "Erotica in Australian Libraries: Are We Negligent Collection Managers?" LIBRES: Library and Information Science Research Electronic Journal. 11(2), 2001. http://libres.curtin.edu.au/LIBRE11N2/crook.htm [号用日:2009-05-01]
- 26) Larry Baron and Murray Straus, "Sexual Stratification, Pornography, and Rape in the United States," Pornography and Sexual Aggression. eds. Neil Malamuth and Edward Donnerstein, New York, Academic Press, 1984, p.185-209.
- 27) ナディーン・ストロッセン [著], 岸田美貴 [訳] 『ポルノグラフィ防衛論: アメリカのセクハラ攻撃・ポルノ規制の危険性』ポット出版, 2007, p.371-375.
- 28) アン・スニトウほか [著], 藤井麻利, 藤井雅実 [訳] 『ポルノと検閲』青弓社, 2002, p.15.
- 29) Feminists for Free Expression 〈http://www.ffeusa.org/〉 [引用日:2009-05-01]
- 30) National Coalition Against Censorship's Working Group on Women, Censorship, & "Pornography"〈http://www.ncac.org/projects/wg_members.cfm〉[号|用日:2009-05-01]
- 31) ナディーン・ストロッセン, 前掲27).
- 32) 納本制度調査会『21世紀を展望した我が国の納本制度の 在り方:電子出版物を中心に』国立国会図書館,1999,59p. p.11. 〈http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/data/c_toushin. pdf〉[引用日:2009-05-01]
- 33) 納本制度審議会『答申:ネットワーク系電子出版物の収集に関する制度の在り方について』国立国会図書館,2004,31p. p.18. 〈http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/data/a_toushin 2.pdf〉「引用日:2009-05-01]
- 34) NDL 入門編集委員会,国立国会図書館『国立国会図書館の入門』三一書房,1998,281p.
- 35) 国立国会図書館, 前掲18).

Vol. 61 No. 4

図書館界

36) ただし以下の広報パンフレットには「無償でご寄贈いただければたいへんありがたく存じます。」といった記述もある:

国立国会図書館「パンフレット(民間出版物)」『国立国会 図書館』〈http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/pdf/brochure h18. pdf〉[引用日:2009-05-01]

- 37) 同上
- 38) 国立国会図書館収集部「特集納本制度」『国立国会図書館月報』(547), 2006, p.1-13.
- 39) 国立国会図書館収集部「国内出版物をどのくらい納入しているの? 納入率調査結果から」『国立国会図書館月報』 (566), 2008, p.10-12.
- 40) 国立国会図書館「納本制度が抱える課題:納本制度60周年記念アンケート調査の結果から」『国立国会図書館月報』 (575), 2009, p. 32-35.
- 41) 根本彰「地域出版物の書誌コントロール:青森県内出版物をモデルとして」『図書館学会年報』32(3),1986, p.97-107.
- 42) 加藤信哉「日本全国書誌 JAPAN/MARC における音楽資料の問題点」『コンピュータ時代の図書館と視聴覚資料』 平尾行蔵,松下鈞共編,音楽図書館協議会,1983,p.19-25.
- 43) 国立国会図書館「国立国会図書館 NDL-OPAC 国立国会図書館蔵書検索・申込システム」〈http://opac.ndl.go.jp/〉[引用日:2009-05-01]
- 44) books.or.jp 〈http://www.books.or.jp/〉[月|用日:2009-05-01]
- 45) キルタイムコミュニケーションの例が無いのは、彼らの 納本率が100%だからである。
- 46) ちなみに取次を介して納本した場合,国立国会図書館からの代償金(出版物の販売価格の4割以上6割以下)は,取次を介して出版社に支払われる。
- 47) 国立国会図書館支部上野図書館編『帝国図書館年報』国立国会図書館, 1974, 428p.
- 48) 広報活動を行うだけでなく、誤解を招く行為も当然避け ねばならない。駐留米兵の犯罪に関する日米間の密約を裏 付ける法務省資料を、政府の圧力で閲覧禁止にするような 行為は厳に慎むべきであろう(『しんぶん赤旗』日本共産 党中央委員会、2008年8月11日)。

2009年度図書館学セミナーのご案内

日 時:2009年11月29日(日) 10:00~16:30

会 場:大阪府立男女参画・青少年センター (ドーンセンター)特別会議室

₹540-0008

大阪市中央区大手前1丁目3番49号 TEL:06-6910-8500

テーマ: 「読むこと」 に困難がある人へのサービスを考える

内 容

開会挨拶 理事長 川崎良孝

趣旨説明 研究委員長 志保田務

基調報告 「著作権法改正が図書館に与える 影響等について」前田章夫(大阪 府立中央図書館・JLA障害者サー ビス委員会)

基調講演 「マルチメディアDAISYとその周辺の 動きについて(仮題)」河村 宏 (DAISY コンソーシアム会長)

発 表

- 1.「LL ブックについて」藤澤和子(京都 府立聾学校・『LL ブックを届ける』 編著者)
- 2.「ディスレクシアについて」山中香奈 (兵庫県 LD 親の会「たつの子」代表)

討 議 コーディネーター 前田章夫懇 親 会

参加費:会員:2000円 非会員:3000円

学生:1000円

(当日会場でお支払いください)

終了後,懇親会があります(会費3500円)

申し込み:11月16日(月) までにメールまたは ハガキで下記までお申し込みください。 〒531-0072

> 大阪市北区豊崎 3 - 8 - 5 - 104 日本図書館研究会(メールは本件専用) nalsmnr2009@yahoo.co.jp

※記入項目:①氏名 ②所属 ③会員・非会員・学生の別 ④懇親会参加の有無

※詳しい内容は本誌61巻3号に掲載されています。